

## 川崎市立学校安全衛生委員会設置要綱

### (設置)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の規定に基づき、常時50以上の教職員を使用する川崎市立学校に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において、教職員とは、川崎市立学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び学校事務職である職員をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- (2) 教職員の労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関する事項
- (3) その他教職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 産業医
- (4) 衛生管理者
- (5) 衛生に関し経験を有するもののうちから校長が指名した者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、調査審議した結果を川崎市立学校教職員安全衛生委員会に報告する。

### (会議)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (参考人の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (運営)

第9条 委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。